

表彰規程

(総則)

第1条

本規程は、特定非営利活動法人日本健康住宅協会（以下「当協会」という。）が主催する「健やかな住まいと住まい方コンテスト」（以下「本コンテスト」という。）における表彰の基準及び種類について定めるものである。

(目的)

第2条

本規程は、本コンテストの表彰を公正かつ円滑に実施するとともに、健康的な住まいおよび住まい方に関する優れた取組を顕彰し、その普及を図ることで、住宅分野における健康的配慮の向上および住生活の質の向上に寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第3条

本規程は、本コンテストに応募したすべての作品および応募者に適用する。

(表彰の対象)

第4条

本コンテストにおいては、住まい手目線による健康的な暮らし方の提案・実践を評価の対象とし、審査委員会の審査により優れた作品を表彰する。

2 表彰の対象は、健康的な住まい及び住まい方に関する取組であって、別紙に定める表彰基準に基づき総合的に優れたものとする。

3 前項のほか、審査委員会において特に顕著な功績があると認められるものについては、表彰の対象とすることができる。

(表彰の種類)

第5条

本コンテストにおける表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 国土交通大臣賞（大賞） 1点
- (2) 優秀賞 5点以内
- (3) 奨励賞 若干数

2 前項のうち、国土交通大臣賞は優秀賞の中から最も優れた作品に付与する。

3 応募作品の水準により、該当なしまたは授与数を変更する場合がある。

(表彰の方法)

第6条

表彰は、次の方法により行う。

- (1) 賞状の授与
- (2) 当協会ホームページ等での公表
- (3) 講演・発表の機会の提供

(表彰の時期)

第7条

表彰は、当協会の定時総会または関連するイベントにおいて行う。

- 2 前項による表彰が困難な場合は、別途適切な方法により実施する。

(表彰の決定)

第8条

表彰対象は、審査委員会の審査によって決定する。

- 2 国土交通大臣賞は、最終審査において総合評価の最も高い作品とする。
- 3 国土交通大臣賞の選定の審査には、審査委員会とは別に国土交通省職員も参加する。

(審査委員会)

第9条

本コンテストの審査は、審査委員会により行う。

- 2 審査委員会は、委員長1名および委員数名により構成する。

(表彰の取り消し)

第10条

表彰対象は、審査委員会の審査によって決定した場合でも、下記に該当または類すると判断された場合は、受賞を取り消すことがある。

- (1) 実施要領に定める応募対象等の要件を満たしていないことが判明した場合
- (2) 応募作品に不正が確認された場合
- (3) 応募作品に係わる団体・個人が問題を起こし、受賞がふさわしくないと判断された場合

(附則)

本規程は、令和8年7月1日より施行する。